平成30年2月定例会 総務委員会(付託) 平成30年2月28日(水) [委員会の概要 経営戦略部・監察局関係]

井川委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (10時33分) 直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取した ところでありますが、この際、理事者側から追加提出議案及び追加提出予定議案について 説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】(資料①②③④)

- 議案第75号 平成29年度徳島県一般会計補正予算 (第6号)
- 議案第76号 平成29年度徳島県用度事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第91号 平成29年度徳島県証紙収入特別会計補正予算(第1号)
- 議案第92号 平成29年度徳島県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 議案第93号 平成29年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算(第1号)
- 議案第97号 徳島県税条例等の一部改正について

【報告事項】

○ 徳島県 P P P / P F I 手法導入優先的検討規程(案)等について(資料⑤⑥⑦⑧)

吉田経営戦略部長

2月県議会定例会に追加提出いたしました議案につきまして、お手元に御配付の平成 30年2月徳島県議会定例会提出議案(追加)により、御説明いたします。

去る2月22日の一般質問日に提出いたしました議案は、補正予算案22件と条例案1件の 合計23件となってございます。

そのうち、補正予算案の内訳は、一般会計が第75号の1件、特別会計が第76号から第93号までの18件、企業会計が第94号から第96号までの3件となってございます。

第97号の条例改正につきましては、地方税法の一部が改正され、住宅の取得及び土地の 取得に対する不動産取得税の税率について、特例措置の適用期限が延長されること等に伴 い、所要の改正を行うものであります。

また、閉会日には、去る2月9日開会の事前委員会において御説明いたしました、収用委員会委員に係る人事案件に加え、新未来「創造」とくしま行動計画の変更に係る第98号議案を、追加提出する予定としてございます。

この案件は、行動計画の一部変更について、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の規定により、議決をお願いするもので、本日の政策 創造部関係の当委員会において詳細に御説明いたしますので、十分御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

補正予算案につきましては、お手元に別途お配りしております、平成29年度2月補正予算(案)の概要(追加分)を御覧ください。

1ページの1に記載のとおり、今回の一般会計の補正予算額は246億154万9,000円の減額となってございます。

2ページをお開きください。

歳入歳出予算の款別の内訳表でございます。

まず、(1)の歳入でありますが、主なものにつきまして御説明申し上げます。

01の県税につきましては、地方消費税や法人事業税の減などにより、減額となってございます。

05の地方交付税につきましては、国が決定した交付額に基づき、増額となってございます。

09の国庫支出金につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などにより、減額となってございます。

15の県債につきましては、災害復旧債の減などにより、減額となってございます。

次に、下段の(2)の歳出でありますが、02の総務費につきましては、財政健全化の推進を図るため、財政調整基金に積立てを行うとともに、今後の県勢発展の基盤となる施設整備等に備えるため、二十一世紀創造基金への積立てを行うことなどから、増額となってございます。

03の民生費につきましては、介護保険関係事業費の確定などによる減額であります。

06の農林水産業費及び08の土木費につきましては、いずれも、災害関連事業費の確定などによる減額であります。

11の災害復旧費につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額であります。

3ページにつきましては、歳出予算の性質別の内訳を記載いたしてございます。

4ページを御覧いただきまして、特別会計についてでありますが、それぞれ事業費の確 定等に伴う補正でございます。

追加提出議案及び追加提出予定議案の説明につきましては,以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

続きまして,経営戦略部・監察局・出納局関係で追加提出いたしました議案につきまして,お手元の総務委員会説明資料(その3)により,その概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました議案は、補正予算案5件、条例案1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。平成29年度徳島県一般会計補正予算案でございますが、一番下の総計欄、左から二つ目の欄ですが、補正額は9億8,382万2,000円の増額で、その右側の欄ですが、補正後の予算総額は1,258億601万4,000円となってございます。

この増額の主な要因は、各種基金の積立金の補正などでございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正であり、補正額は、一番下の合計欄、左から二つ目の欄ですが、22億5,785万4,000円の減額で、補正後の総額は、その右側の欄ですが1,565億3,358万4,000円となってございます。

3ページを御覧ください。

次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明申し上げます。

各課の共通要素としまして、給与費の補正を計上してございます。

それではまず、秘書課についてでございますが、秘書業務、渉外事務に要する経費等の 補正でございます。

4ページをお開きください。

総務課につきましては、私立学校の振興に要する経費等の補正でございます。

5ページを御覧ください。

人事課につきましては、職員研修に要する経費等の補正でございます。

6ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、退職手当に要する経費等の補正でございます。

7ページを御覧ください。

7ページから8ページまで、財政課につきまして記載しておりますが、各種基金積立金の補正及び県債の元金償還に要する経費等の補正でございます。

9ページを御覧ください。

9ページから10ページまで、管財課につきまして記載しておりますが、庁舎の維持管理に要する経費等の補正でございます。

11ページを御覧ください。

11ページから12ページまで、税務課につきまして記載しておりますが、地方消費税収入の都道府県間の清算金の補正及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

なお、13ページには県税等収入見込額を記載しており、当該県税の内訳につきましては、14ページに記載のとおりでございます。

15ページを御覧ください。

電子行政推進課につきましては、県庁総合サービスネットワークの経費等の補正でございます。

16ページをお開きください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理をするための経費の補正でございます。

17ページを御覧ください。

監察局監察課につきましては、監察事務執行に要する経費等の補正でございます。

18ページをお開きください。

監察局評価検査課につきましては、公益法人の認定に要する経費等の補正でございます。

19ページを御覧ください。

19ページから20ページまで、出納局につきまして記載しておりますが、出納事務執行に要する経費等の補正でございます。

21ページを御覧ください。

議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局につきましては、それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

22ページをお開きください。

繰越明許費の追加といたしまして、職員厚生課所管の福利施設等管理費、管財課所管の本庁舎等管理費におきまして、計画に関する諸条件により、年度内完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に、鋭意努めてまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

23ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更を、次の24ページでは、公債管理特別会計の補 正予算に係る地方債の変更を、それぞれお願いするもので、内容につきましては、記載の とおりでございます。

25ページを御覧ください。

2, その他の議案等といたしまして, 条例案1件を記載しておりますが, 内容につきましては, 先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

続きまして,経営戦略部から1点,御報告を申し上げます。

委員会資料1-1を御覧ください。

徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程(案)等についての御報告でございます。

不断の行財政改革に取り組む中、効率的、かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、民間投資の喚起による経済成長を実現していくため、国から地方公共団体に対して、多様なPPP/PFI手法を拡大するための優先的検討規程の策定要請があったところです。徳島県におきましては、PPP/PFI手法の拡大とともに、県内企業のPPP/PFI事業参画の促進のために、優先的検討規程の策定と併せて実施指針の策定及びプラットフォームの設立を行うことといたしました。

詳細につきましては、優先的検討規程は資料1-2、実施指針は資料1-3、プラットフォームは資料1-4にございますので、御覧いただければと存じます。

このような取組を通じ、県内企業がPPP/PFI事業を事業機会創出の大きなチャンスと捉え、飛躍成長して、地域経済好循環をけん引していただけるよう、しっかりと支援してまいります。

経営戦略部からは以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

川端委員

私からは、徳島県税条例の一部改正について、お伺いいたします。

今議会の追加提案としまして、県税条例の一部を改正する条例案が提出されております。その中に、新耐震基準に適合するような耐震改修工事を行った住宅の敷地について、 県税である不動産取得税の減額措置が講じられ、その申告手続を県税条例に規定をすると いうふうなことで、先ほども説明を頂きました。

御承知のとおり、先日、南海トラフ沿いでマグニチュード8から9レベルの巨大地震が、30年以内に発生する確率70%程度が80%に高まったということでありまして、本県ではこの地震のほかに、県民の方々が頭に入れておかなければならないもう一つの地震、いわゆる中央構造線の活断層による地震でありますが、これは直下型であります。

こうした大規模地震の発生から県民の尊い命を守るためには、県民の方々が自ら住宅の 耐震化に取り組んでいただくということが重要であるというふうに思います。

さきの代表質問で、木造住宅の耐震改修を行う場合、本格改修を60万円から110万円へ補助金額を引き上げるというふうなことを聞かせていただきましたけれども、更に税制面においても、耐震改修工事を行った住宅の税に係る減額措置に加え、現在その土地についても減額とする改正法案が国会に提出されたと聞いております。

そこで、お伺いします。こうした法改正に至った背景はどのようなものか、また法改正 の内容と併せて、この度の県税条例の改正内容についてお伺いいたします。

小林税務課長

川端委員から、県税条例の一部改正について、特に耐震関係についての御質問を頂きました。

平成30年度税制改正におきまして,新耐震基準に適合するような耐震改修工事を行った 住宅の敷地土地について,県税である不動産取得税を減額する特例措置が講じられること になっています。

新耐震基準に適合するよう耐震改修工事を行った住宅の取得については、平成26年度税制改正において、既に不動産取得税の減額措置が講じられておりますが、この度の改正は、新たに住宅の敷地となる土地の取得について、対象が拡大されるものでございます。

こうした法改正が行われるに至った背景といたしましては、既存住宅の流通リフォームの市場の拡大、それから活性化を図る中で消費者のニーズに応じた住宅を選択できる環境を整備するとともに、既存住宅の耐震化を促進し住宅ストックの品質性能を高め、国民の住生活を向上させることを目指して、国土交通省から整備法の改正が行われ、税制改正が行われたものでございます。

御提案しております県税条例の改正内容でございますが、新耐震基準に適合するよう、 耐震改修を行った住宅の敷地について、法の規定に基づき、不動産取得税の減額措置を受 けようとする場合の申告手続等について定めるものでございます。

川端委員

随分、手厚い補助ができたと思います。住宅だけでなく、敷地につきましても取得税を 減免するということであります。

そこで、こうした税の減額措置の県民への周知、いわゆるこういった手厚い補助支援等があることを、まず県民が十分知って判断していただかなければいけませんが、この県民への周知広報についてはどのように行うのか、お尋ねしたいと思います。

小林税務課長

ただいま川端委員から、県民への周知広報の方法について、どうしていくのかという御 質問を頂きました。

県におきましては、県民の方々に税に関する理解と認識を深めていただくとともに、納税者の方々が納税意識を持ち、進んで適正な申告と納期内納税を励行いただけるよう、また、税の仕組みや手続を分かりやすく説明し、制度の周知を図るため、ホームページなど各種広報媒体を通じた税務広報に努めております。

特に、不動産取得税につきましては、マイホームを購入する、また親から土地の贈与を受ける等、県民の身近な税として非常に関心が高く問合せも多いことから、各種冊子やチラシ等を作成、配布するとともに、それらの内容をホームページに記載することにより、納税者本人をはじめ、関係団体に制度の周知を図っているところでございます。

今,チラシ類をお持ちしておりますけども,例えば,土地や家屋を取得した方等に不動産取得税の内容を説明するチラシでございます。不動産取得税についていえば,A4版のチラシをつくっております。これを年に1万6,000部程度,作成しております。

それと後,不動産の取得から登記,それから所有,譲渡に至るまで,不動産に係る税金をまとめた小冊子ということで,不動産と税金ですけれど,大体年間3,500部余り作っております。

この度,新たに設けられる,新耐震基準に適合するよう耐震改修工事を行った住宅の敷地・土地に係る不動産取得税の特例措置等につきましては、県、市町村の税の窓口に加え、市町村の建築関係の局、それから地方法務局や税務署等各種行政機関の窓口にチラシ等を設置、配布するとともに、県の耐震工事支援を所管する部局と連携することによりまして、土地や住宅の売買等に関わる専門家である宅地建物取引業協会などの不動産関係団体や、住宅の建築や耐震改修等に関わる専門家である建築士会など、ほかの建築団体にも御協力いただき、チラシ等の配布をさせていただこうと思います。

こういう形で、広く県民の皆様への周知広報に努めてまいりたいと考えております。

川端委員

よりすばらしい取組だと思います。耐震をしっかりと地震のために備えておくということと、何よりもそれをするということが、県民の意識が高まる前提でありますので、この広報につきましても周知徹底をお願いしたいと思います。

樫本委員

最後の委員会でございます。少し質問をしたいと思います。

部長から、資料1-1、徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程について、御説明を頂きました。国からの要請があったということは、昨年の総務委員会で承知をいたしております。

今回,経営戦略部長から県が検討規程を策定するという御報告を今頂いたわけでございますが,その中身について分かりにくい部分がありますので,詳しく説明を担当のほうから頂きたいと思います。

福家公共施設最適化担当室長

検討規程の内容でございます。

この検討規程は、より効率的で効果的な公共事業等の整備手法を検討するための手順を 定めるものでございまして、国から示された検討規程のひな形をベースにしてございま す。

恐れ入りますが、委員会資料1-1の中段を御覧ください。手順を御説明申し上げます。

まず、検討の対象事業につきましては、建築物、プラント又は利用料金の徴収を行う公共施設等のうち、一定の事業費基準を満たすものとした上で、既にPPP/PFI手法が前提である事業や、民間事業者が実施することが法的に制限されている事業、そして災害復旧事業など緊急に実施する必要がある事業については、検討対象から除外することにしております。

事業費基準につきましては、検討を開始するきっかけにより二つのパターンに分けられます。一つは、施設の新設又は改修をきっかけとして検討する場合でございまして、運営等事業費を除き施設整備費の総額が10億円以上のもの。もう一つは、既存施設の運営等の見直しを行おうとする場合でございまして、単年度の運営等事業費が1億円以上のものが、それぞれ対象となります。

検討対象となった事業は、適正な手法の選択を行います。具体的には、その事業の特性や規模などを踏まえて、整備と運営をセットにするのか、整備だけにするのかを検討し、その上でPPP/PFI手法を比較、検討して、適正な手法を選択するというものでございます。

次に、定量・定性の両面から従来手法と比較して、有利になるか不利になるかを、簡易な第一次検討と詳細な第二次検討の2段階で検討いたします。この2段階の検討で、PPPFI手法を導入するかどうかを決定しまして、その結果につきましては、徳島県公有財産最適化推進会議で確認するとともに、導入しないと決定した場合は、評価結果を公表することになります。

樫本委員

このPPP/PFIというのは、どのぐらいになりますか。多分、こういう手法で公共 事業を実施しようとする話というのは、もう10年ぐらい前からあったように思います。

これは、行政に対する県民又は国民の需要が非常に増えてきて、複雑多様化している、 行政需要もたくさん伸びてくるということで、財政健全化というか、資金は民間資本を活 用して、民間のノウハウを使ってコストを安くして公共事業を行う、公共的サービスを行 うという事業です。

近いところでは、昨日も議論いたしました徳島中央警察署の建築があろうかと思います。それ以外に、県警察では駐在所をオープンするとは聞いているのですが、それ以外に近々PFIを活用した事業をする予定があるのかないのか。あれば、どんな事業なのか聞かせていただきたいと思います。

福家公共施設最適化担当室長

近々、PFI事業があるのかどうかという御質問でございます。

平成30年度の当初予算に計上しております, PFI事業につきましては, 駐在所の整備事業, 県営住宅新浜町団地の建替事業, この二つがございます。

その他のPFI事業,あるいは10億円を超えるような大型工事につきましては、今のところ情報はございません。

樫本委員

先ほど言いました駐在所は以前から聞いていたのですが、これは比較的金額が小さいですね。私が一番心配するのは、この手法によって提案能力のある大きな企業がたくさん受注して、地域で頑張っている事業者、建設業者が疲弊するのではないかと心配をするわけなんです。そういった心配はないのか、まず教えていただきたいと思います。

福家公共施設最適化担当室長

地元企業に対するPFI事業の参画機会を確保する工夫をしているのかどうかという質問であろうと思います。

県内のPFI事業におきましては、県外、大手企業だけが対象ではないかと思われていること、また地元企業にはPFIそのものの知識や経験などが必ずしも十分でないこと、あるいはSPCの組み方や企画提案書の書き方が難しいなどの理由で、地元企業の参画が進んでいないのが現状でございます。

地元企業の方々にPFI事業に積極的に参画していただくためには、もちろんPFI手法導入のメリットというのを十分理解していただいた上で、知識やノウハウの習得、あるいはコンソーシアムを組む上で必要となる、他業種とのネットワークづくりなどの対策が必要であると考えております。

このため、県内企業の参画促進のための実施指針を策定することにより、基本となる推進方針を示し、さらには、県内関係者の連携強化と人材育成等を図る場として、徳島県PP/PFIプラットフォームを設立・運営することによりまして、対策を具体化したいと考えております。

このような取組を通じて、中小企業が大半を占める県内企業が P F I 事業を事業機会創出の大きなチャンスだと捉えて、飛躍成長することにより、地域経済好循環をけん引していただけるよう、しっかりと支援してしてまいりたいと考えております。

樫本委員

この資料1-3のところに書いてあり、少し分かりにくいのですが、とにかく導入するということは、民間資本を活用するということ、またノウハウを活用するということはいいのですが、いろいろ勉強会とかを実施していかれるのですが、小さな企業ではなかなか、その勉強会にすら人を送り出すのが困難な企業もあると思います。

方向性は分かるのですが、できるだけ徳島県の建設業界の実情に合った手法で、企業の 身の丈に合ったというか、企業能力、いわゆる人事的な面で今非常に受注が下がってい る、落ちているわけで、非常に人の確保の面で、建設業界は非常に疲弊しています。

なかなか人一人,監督一人,技術者一人雇うのにも,少なくとも私が思うには,一人雇用するには,年間2億円以上,2億円の5%で1,000万円,そのぐらいの利益は出てない

と、絶対従業員は抱えることができないんです。

そんなこともしっかりと考えていただいて、プラットフォームの運営をしていただきたい。プラットフォームというのをもう少し具体的に聞かせてください。どんなふうにするのですか。作って、どんなふうに業者を育てようとしているのか。

これは業者いじめのような感じがするんです。

(「そのとおり」と言う者あり)

福家公共施設最適化担当室長

プラットフォームの内容につきましての御質問でございます。

県内企業がPPP/PFI方式に関する知識,あるいは技術を習得して,競争力を付けて積極的に事業参画していただくために、県内関係者の連携強化,人材育成等を行いながら、PPP/PFI事業の推進を図るための基盤をつくるものでございまして,このプラットフォームは、県内の産官学金,設計・建設業界,維持管理業界,金融機関,有識者,県市町村などからなり、平成30年度早々に設立して運営を開始したいと考えております。

取組、活動の内容でございますけれども、セミナーや勉強会の開催、情報交換や相談の場の提供、企画提案書の作成や事業収支の分析などの実践講座の開催などを通じまして、 具体の案件形成能力の向上につながるための活動を行う予定にしてございます。

このプラットフォームの設立・運営によりまして、県内企業の競争力が強化されまして 県内外での事業展開も可能となるものでありまして、守りから攻めへの転換を支援してま いりたいと考えてございます。

樫本委員

建設業界の守りの姿勢から攻撃の姿勢へ方向性を導きたいということなんですが、これは、やっぱり公共事業の発注総額、県土の強じん化など、今非常に強く求められておりますことから、超党派で知事のほうにも我々年末にお願いに行きました。来年度の予算に向けてはしっかりと公共事業、県土の強じん化に向けて十分な予算を付けていただきたいということで、100億円ぐらいをお願いしたところ、それを上回る126億円だったかを付けていただいたんですが、それではまだ不十分でございます。土木建設業界が安定するような、経営の安定ができるような施策をしっかりと進めていただきたいところです。その上で、民間のノウハウを活用して、また資金を活用して事業を進めればいいと思うわけでございます。どうぞしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、国からの要請によりますと、検討対象事業として「建築物、プラント又は利用料金の徴収を行う公共施設等で、次の事業費基準を満たすもの」と書いてあるわけです。今のところは、このように限定的ですが、将来これが拡大されてきて、土木のほうの道路維持や、直轄の堤防の維持事業などにもPFI方式で発注していくとなると、本当に資金力の豊かな、そして技術者のたくさんいる大きな企業の土木業者に偏っていくと。ますます地域を守る建設業界が疲弊していく方向につながっていくと思います。

今の国の方向として、この限定された業種・業態以外に、例えば道路や土木事業には、情報としてそういう方向までいくというのは、あるのかないのか聞かせていただきたい。

福家公共施設最適化担当室長

今回の対象となっておりますのは、建築物、プラント又は利用料金を徴収する公共施設等ということになってございまして、建築物は除きまして土木の施設としますと、プラントと利用料金を徴収する公共施設となります。

プラントには、水道の浄水場や発電施設等が含まれてございます。利用料金を徴収する公共施設等の中には、道路、空港、港湾、河川などという一般的な土木施設は入っているわけですけどれも、今のところは限定的に利用料金を徴収する公共施設ということで、国のほうからは統一的に基準が示されております。拡大するような情報は入ってございません。

樫本委員

今のところはないという話ですが、大変将来が不安です。我々地方議会は、地元の企業 が潤うように、地元が疲弊しないように、しっかりと頑張りたいと思っております。

さて、PFI事業においても、従来の事業と同様、地元企業の受注機会を是非確保していただきたいとお願いをしておきたいと思います。

そのためには、推進母体としてプラットフォームを作って前を向いてやっていくという話ですが、そこで地元企業が持てる知見やノウハウ、そして資金をしっかりと活用し、蓄積をしながら、競争力が付けられ、そして事業に多く参加できるような機会を作っていただけるように、その点だけを一つ機会を失うことがないように、地元企業に視点を置いた前向きな、いわゆる行政の中心として、この事業をやっていただきたいと思います。

山田委員

私も、まずその関連から聞きたいと思います。PFI事業が導入されて20年です。国レベルでもそういうふうに確認されています。

先ほども話に出ましたが、今年度は駐在所及び新浜県営住宅ということですけれども、 県の事業で今までPFIで手法したのはどれくらいありますか。

福家公共施設最適化担当室長

これまでの県内のPFI事業でございます。

3事例ございまして,青少年センターの改修事業,農林水産総合技術支援センターの整備運営事業,県営住宅の集約化事業,県事業としては三つでございます。

山田委員

県事業としては、この三つと今回の二つということでした。

そもそも、今回のPFIは、地元の建設業者の点から、また地元の防災力の点から、本当にこれでいいのか。さっき樫本委員と珍しく意見が合ったという話も出たんですけれども、正に意見が合うんですよ。何でこういうふうになるのか。

実は、ここにも書いています。国の「経済財政運営と改革の基本方針2015」という方針の中にいろいろあるんですけれども、その工程表のところに、策定の出ている団体・分野

の取組を促進という文字が書かれています。

徳島県も当然そういうふうな状況にあると思うんですけれども、全国的にPFIの策定 方針等々を掲げている県はどれぐらいあるのかという点も含めて、御答弁いただけます か。

福家公共施設最適化担当室長

現在の検討規程の全国の策定状況でございますけれども、平成28年度末時点での内閣府の調査によりますと、47都道府県のうち34都道府県が策定済みでございます。

今年度に入りまして3県が既に策定済みでございまして,残る10県につきましては,私 が電話で確認したところによりますと,今年度中に策定予定であるとお聞きしておりま す。

山田委員

ここに策定の出ている団体・分野の取組促進という経済・財政再生計画改革工程表にあるけれども、この指摘から、徳島県は今議会に提案をして全国並みに追いつこうというふうになっているのかというのが1点。

それから、これは結局、2019年度までに作れという方針ですけれども、地方自治体が公 共施設などにPFIを優先することを打ち出して、活用には社会資本整備総合交付金を増 設するということも挙げられているようですけれども、政府のこんな誘導策、積極推進と いう下での徳島県の策定ということになるんですか、教えてください。

福家公共施設最適化担当室長

確かに、国からは平成27年12月に地方公共団体に対しまして、平成28年度末までに指針に沿って検討規程の策定を要請されたところでございまして、推進のアクションプランなどにおきましてもそういう推進規程がございまして、全国的にPPP/PFI方式の導入というのが、加速される見込みであるということが分かっております。

そういうところから、徳島県におきましては、10億円以上の大型工事につきましては、検討規程を策定すると同時に、県内企業が増えるであろう P P P / P F I 事業に対して積極的に事業参画できるように、実施指針とプラットフォームを設立・運営することによりまして、対策を講じていこうとしているところでございます。

山田委員

もう1回確認だけど、地方自治体が公共施設などPFIを優先するということを政府は 打ち出して、活用には社会資本整備総合交付金を増設するということも入っているんです ね。そういう下でのPFI促進なのかという点については、いかがでしょうか。

掛田管財課長

今の国の動きとして、PFI手法による事業をどんどん増やしていこうとか、そちらのほうにシフトしていこうというような中で、徳島県もそれに対応するのかというような趣旨かと受け取ったところでございます。

PPP/PFI手法は、県が設置し直接運営する従来手法と、PPP/PFI手法とを比較・検討した上で、どんなものを造るかによりますけど、最適な手法を選択するということで、その導入に当たって、こういう検討を優先的にというか、こういうルールづくりをしましょうというものでございます。徳島県として、何もかもPFIをやっていこうというものではございません。

ただ、流れとしては効率的な、お金も余りかからない、サービスも向上するというような民間のメリットを生かすべきものにつきましては、当然導入ということで考えていくということになります。その場合に、県内の企業、特に中小企業を御心配されておりますけれど、そういうところが参加できないということにならないように、ノウハウを身に付け、金融機関もプラットフォームにも参加いただいて、ネットワークといいますか、チームワークといいますか、そういう小さいところでも大企業にも対抗できるような競争力をチームとして身に付けていけるというようなことで対応していくということでございます。

国がPPP/PFIを導入しようという流れがあって、それにそのまま県が乗っていくというものではないと、県内の企業、特に中小企業の皆さんが、正にチャンスと感じていただけるようなことをやりたいというのが主眼でございますので、その点、御理解いただきたいと思います。

山田委員

私が聞いたのは、このPFIを国が優先することを打ち出して、活用には社会資本整備総合交付金を増設するなどの手立ても入っているということについて、これは事実ですかということも含めて聞いているんです。答弁がなかったけど、これはどうですか。

掛田管財課長

交付金の話でございますけど、先ほども室長から答弁しましたけれど、当面、県事業で大きなPFI案件もございませんし、個別に私どものほうで、交付金の活用をどうするかというのは、まだ確かなことを御回答できませんので、御理解いただきたいと思います。

山田委員

私は、国自身の動きを言っているんです、掛田課長とかみ合ってない。実はPFIの推進をしてきた全国の自治体で見たら、様々な事故の危険、経営破綻のリスク、また住民と自治体にしわ寄せされる事例も次々と出てきている。やはり全国的にも徳島県でも、実はPFIのさっき言われた3事業についても、いろんな意見が出ています。

今やるべきことは、しっかりそれを検証しないといけない。事業の運営、下請を含めた働く人たちの賃金の問題、雇用形態、地域経済との関係、情報公開や住民参加という視点をしっかり検証することが重要だと。

これは、徳島県だけではなくて全国的な情報も含めて、しっかり検証しなかったら本当に、地元の皆さんも自治体も大変な状況になると思うんです。国からやりなさいということだけでなく、しっかり検証していくということが重要になると思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

岡田経営戦略部副部長

先ほど来、PFIの事業の推進について御質問を頂いてますが、ちょっと付け加えというか、国から期限を切って、県のほうで策定しろという要請があったのは確かでございます。

そこで、本来であれば平成28年度末までに指針を策定するという国のロードマップだったんですが、昨年の2月議会で中山委員に正にこの問題を取り上げていただきました。もっと地元企業の参画を促すような手法をというような宿題を頂いた結果、今年度かけて、この資料1-1の下のほうにありますように、県内企業の参画促進のための実施指針でありましたり、プラットフォームの策定を、他県とは別の本県独自のやり方ということで、県内企業にいかに参画していただけるか十分工夫した結果、1年間要したために、今年度末の検討規程の提案ということになったわけでございます。

また,委員からお話のありました社会資本整備総合交付金は,確かに国のほうとしては 用意いただいてはおりますが,我々がこの検討規程を策定するに当たって,意識して策定 したというものではございません。

さらに、PFI事業におきます、いわゆる工事の危険性が伴うのではないかというふうなことについては、確か古田元県議会議員が、昔、仙台の事例等々取り上げて、御質問いただいたことが記憶に残っております。確か当時、県土整備部から御答弁させていただいたかと思いますが、公共工事の実施に当たりましては、常に、しゅん工検査等を含め検査体制をしっかりしております。PFI事業にかかわらず、きちんと検査をやっておりますので、PFIだからといって危険性を伴うものではなく、仮にPFIを今後進めていくに当たっても十分工事の安全性は担保してまいりたいと考えております。

山田委員

危険性だけを言ったのではない。全国的にPFIはいろんな矛盾等々を含んでいる。愛知県西尾市とか、高知市もそうです。全国で出ています。

だから、PFIを推進する上で、そういうことをしっかり検証してください。検証しないといけない、大変な事態になるということについて、指摘をしたわけです。危険性だけではありませんということだけ、申し上げておきます。

いずれにしても、このPFIを結局、国の言うがままに策定し、プラットフォームということですが、それでいいのかというところが議論として残ると思います。時間の関係がありますので、この問題についてはこれぐらいで置いて、次の問題に移ります。

実は昨日、県民環境部で、とくしま記念オーケストラの問題を質問し、また達田議員の ほうからも一般質問で取り上げました。まず、秘書課の皆さんに聞きたいのですけれど も、川岸被告と知事などの飲食です。これは公用ですか、私用ですか。端的にお答えくだ さい。

上田秘書課長

ただいま山田委員から、とくしま記念オーケストラに係る飲食等について、公用か私用 かという御質問だったと存じております。 知事は、日々県勢の発展、また県民福祉の向上のため様々な公務を遂行しているところでございまして、秘書課といたしましては、限られた時間の中で可能な限り効率的に公務が進められるよう、日程調整に努めているところでございます。

いろんな状況を勘案しまして検討しているわけでございますけれども,例えば,夕刻以降のそういった会合でありますとか,様々な会合,当然公務のものもございますけれども,今委員がおっしゃった案件につきましては,公務以外であると認識をしておるところでございます。

山田委員

公務外と、いわゆる私用だということですね。私用で、知事がわざわざ会ったわけですから、川岸被告等との親密さというのが分かりますよね。ただ、それは私用とはいえ、当然、秘書課は把握していると思うんです。

そこで、一般質問では答えられなかった川岸被告等との会食、打ち上げでも結構です。 知事が行った回数、答弁漏れになって2回再問したんだけれども、答えないという状況で あったんですけれども、徳島で、あるいは東京でということについては、当然、秘書課は 把握していると思うのですけれども、いかがでしょうか。

上田秘書課長

先ほども申し上げましたように,知事の日程につきましては,関係機関や担当所属等から秘書課に出席依頼等受けまして,既に予定されている他の公務の状況をはじめ,様々な 状況を勘案して検討して調整しておるところでございます。

御質問のありました会食等につきましては、秘書課において記録というものはございません。このため承知していないところでございます。

山田委員

そうしたら、これはもう文書質問で、知事に直接聞かないと答えてもらえないと思います。ということは、秘書課を含めて、この夕刻以降の知事の行動については、県の職員は全く同行していない。知事だけが出たということですか。

上田秘書課長

知事が公務として各種行事等に出席する場合、効率的な公務執行や緊急連絡体制の確立、また危機事象の対応ということで安全の確保を図るため、できる限り職員が帯同することを心掛けているところでございます。

ただ, 先ほど申し上げましたように, 公務外につきましては連絡体制の確保には当然努めておりますけれども, 職員の帯同はないものと認識しておるところでございます。

山田委員

職員の帯同はない。しかし、把握はしてるという状況ですね。それが確認できたら、次のこれも最後の文書質問で、知事に直接聞かないといけないと思っています。

次に、県職員の旅費規程でハイヤー代というのが、あるのかないのかという点につい

て, 人事課にお伺いします。

梅田経営戦略部次長

旅費規程について、御質問を頂いております。ハイヤー代に関するものでございます。 旅費については、基本的には、区間を旅行する場合で、徳島から東京の庁舎に出張に行 くなどの場合に支給するものでございます。

御質問いただきましたハイヤー代につきましては、恐らくということにはなりますが、 通常、大勢の者が移動する場合に借上バスを借りるときと同様ではないかと考えておりま す。

そういう場合については、借上料ということで、別途、借上代金をお支払いして、その 区間の移動に係るものについて、旅費の支給はないというものでございます。

山田委員

そうしたら端的に聞くけど、現職の職員は、基本的にはハイヤーなんか使いませんね。 非常勤職員も含めて、このハイヤー代等々の支給状況、いわゆる借上料等々については、 どれくらいの頻度があるんですか。

昨日,県民環境部でも言ったんですけれども,川岸被告は4年間で60回を超えて3万円以上という状況もある。県外からも,台風でとか何とかいうような答弁をしていますけど,これは別として,県外からの利用もしている。当然ここに,公金が入っているわけです。こういうふうなことは,徳島県の非常勤職員も含めて,ほかにもあるのかどうかという点については,どうでしょうか。

梅田経営戦略部次長

ハイヤーの使用についての御質問かと思います。先ほども申しましたように、視察でありますとか、いろんな状況によってバスを使ったり、ハイヤーがあるかどうかというところでございますけれども、人数が少ない場合に、最近よくありますワンボックスカーのタクシーなども使用することがあろうかと思います。

それぞれの事業におきまして、その必要を勘案した上で、そういう交通手段を選んでいるところでございますので、それを使用した状況と旅費というのは、全然関係のないところでございます。

山田委員

つまり、ハイヤー代というのは、別に県の職員及び非常勤職員の中でも、今話が出ませんでしたけれども、具体的にそんなに頻繁に使うようなものではないというふうな状況ですよね。しかし、さっき言ったように川岸被告は、県の政策参与時代に20万6,700円、21日間ハイヤー代を使っていた。

昨日の答弁で、県職員だったから情報を開示しましたというふうなことも、板東県民環境部次長から答弁があり、驚きました。県職員だから、国民文化祭実行委員会から情報を渡しましたが、それ以降は県職員でないのでという説明でした。

実は今日、新聞に書かれたことに何件か電話がかかってきて、県職員がこれだけハイ

ヤーを日常的に使っていたことについて、何のチェックもしていないのかということも、 疑問として聞かれたのですけれども、何でそんな特別待遇をしてきたのかということにつ いても、御説明を頂きたいと思います。

梅田経営戦略部次長

使用状況についての御質問かと思いますが、それぞれの事業によりまして、必要があり ハイヤーを使ったというところであろうと思います。

先ほど申しましたように、旅費とは関係がないという状況でございますので、人事課として、その状況については把握しておりません。

山田委員

把握はしていませんと、正に異常です。これだけハイヤー代を使って、この2012年度以降は更に増えて、ハイヤー代にすごいお金が4年間でも投入されていると。県民の皆さんの税金を出しているわけですから、やっぱりそこは、私は知りませんという世界ではないんですよ。

財政課のほうでも、これからもし背任ということになったら、財政課の責任等々も当然問われる。財政課は、この政策参与時代、国民文化祭実行委員会から、こういう公金の支出については、査定というかチェックはしたのですか、してないのですか。

岡本財政課長

山田委員から、予算の査定ということで御質問を頂いたところでございます。

財政課におきましては、毎年度の予算編成におきまして、各部局よりそれぞれの事業の効果や目的でございますとかを御説明いただいて、いろいろと予算編成に取り組んでおるところでございます。

個別の各事業の執行というところにおきましては、それぞれの所管する部局において、まず一義的には行っていただいておるところでございますので、そこは予算編成というところで各部局と一緒になって、しっかりとした予算を編成するということで取り組んでございます。

山田委員

今のでは、県民の皆さんが、そうかというふうな答えでは到底ありませんでした。担当 部局が一義的にと、そのとおりですよ。今までここで関連したことを聞いたことがあるけれど、これだけは聞いたことがないのですけれど、今の財政課長の答弁を見ても、十分、 県としてチェックをしたという姿は、全く見られないと思います。

公益財団法人徳島県文化振興財団が問題になっていますけれども、その徳島県文化振興 財団は、公益法人ということがあります。公益法人には、厳格な基準があると思うのです けれども、この厳格な基準の中身を分かりやすく説明いただけますか。

廣瀬評価検査課長

公益法人の認定の基準等につきましての御質問だと思います。

公益法人の制度につきましては、従来、主務官庁が裁量的な許可権限を持っていたのですけれど廃止されまして、現在は公益法人3法に基づく新制度により、法人の設立と公益性の判断を分離した制度の下で運用されております。

認定につきましては、民間有識者による第三者機関が、その事業の公益性の適否を審査 の上、行政庁へ答申し、県が公益認定の処分を行う手順となっております。

具体的な基準といたしましては、公益認定法の第5条におきまして、公益事業を行うことを主な目的にしている法人であること、公益事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること、事業を行うに当たり、法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること等の規定がされております。

また、法人が維持すべき財政面での運営基準として収支相償、これは公益目的事業の収入が、その事業を実施するための適切な費用を超えないことなど、財務上の三つの基準がございます。これらの基準等を満たすということで、審議会で審議されて認定をされるような仕組みでございますので、今のような基準でございます。

山田委員

そうしたら, 徳島県文化振興財団は, 既に設立されて何回か調べに入られていると思う ので, その状況についてお伺いしたい。

それと、頂いた資料で、公益性についての中で、特定のものに特別の利益を与える行為を行わないことというのが入っています。今、川岸被告と徳島県文化振興財団との関係というのが、いろんな報道もされているわけですけれども、もしそういう事態があれば、当然これは調査の対象になるのかという点についても、お伺いします。

廣瀬評価検査課長

公益法人に対しての監督検査等の状況等についての御質問だと思います。

公益法人への監督につきましては、法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度で行うということとしており、この法人監督の一環として、法人の所管課と評価検査課が共同で立入検査を実施しております。

この立入検査は、原則として3年ごとということで、所管課が実施事業及びガバナンスなどを、評価検査課が法人の会計部門等を分担して検査しております。検査において具体的に公益法人が維持すべき財政面での基準というふうなところ、認定の基準等について、重点的にチェックを行っているところでございます。

今のところ、徳島県文化振興財団に対しまして、現行の公益認定制度への移行後、平成26年度と平成29年度の2回、立入検査を実施しております。検査の状況は、平成26年度の検査におきましては、公益認定法上の問題はなく、おおむね良好と。また直近の2回目の検査におきましては、平成29年11月に実施しておりますけれども、検査結果といたしまして、一般法に定めます評議員会の招集の手続等に一部不備があったということで改善を指導しておりますけれども、重大な公益認定法上の問題はなかったと考えております。

山田委員

頂いた資料で、公益性のところで特定の者に特別の利益を与える行為を行わないことと

いう項目があります。今、社会的にも徳島県文化振興財団と川岸氏の特別待遇ということが報道されているわけですけれども、もし今後、そういうことが明らかになったら、必要な調査等々を行う必要があるのではないかと思うんです。この厳格な基準から照らして、もしそういうことになれば、既にそういうふうな事態になりつつあるんですけれども、そこについての明確な答弁を頂けますよう、お願いします。

廣瀬評価検査課長

公益認定の基準の中での、「特定の者に対しての利益を与える行為を行わない」ということについての必要な調査を今後、行うのかというふうな御質問だと思うんですけれども、先ほども申しましたように、立入検査につきましては、法人の所管課と評価検査課が共同で実施しており、評価検査課は主に会計部門の調査を担当しております。

先ほど申しましたように、公益法人が維持すべき財務上での運営基準である財務の3基準等を満たす運営がされているか、それが維持されているかについて、重点的なチェックを行っております。

御指摘の法人の事業実施に関するものにつきましては、主に法人の所管課が検査を担当 しているということでございます。

今回の平成29年11月の立入検査では、先ほども申しましたように、評議員会の招集手続等での一部不備がありましたけれども、これについて改善指導は行っております。また、立入検査全般を通じて、重大な公益認定法上の問題はなかったというふうに認識しております。

庄野委員

私からは、事前委員会でもお聞きしたんですけれども、議案第34号「職員の退職手当に 関する条例等の一部改正について」、他県の状況を見ても、今年の退職者に対する非常に 冷たい仕打ちであるというようなことも申し上げてきました。

さっき説明があったんですけれども、議案第75号の補正予算の関係ですけれども、説明 資料6ページの職員厚生課の分で、退職手当等に要する経費の補正ということで減額補正 がされておりますけれども、その説明をしてください。

窪職員厚生課長

説明資料6ページに、職員厚生課の一般管理費に2億5,900万円余りの減額補正をお願いしているところでございます。この中に、今委員もおっしゃいました、退職手当に関するものの補正が含まれているということになってございます。

退職手当につきましては、年度当初予算の要求の時点におきまして、想定し得る当該年の定年退職の予定者の数であるとか、早期退職をされる数の近年の傾向であるとかを元に所要額を積算して、当初予算を計上しております。そして、退職予定者のめどが付いてくる毎年2月議会におきまして過不足を補正しており、今年度も同様の考えによって補正予算をお願いしているところでございます。

庄野委員

私は、この退職手当の減額措置というのが、来年度の4月1日からだったら何も言いません。ただ、今年度末に退職される方に影響するというので反対しているんです。

この中で、今年退職される方の減額額が幾らで何人分か、お聞きしたいと思います。

窪職員厚生課長

今年度,知事部局で,定年退職を予定されている方の数が65名とお聞きしています。今回,提案いたしております退職手当の改正案が原案どおり可決を頂きますと,約5,000万円の影響があるものと試算いたしております。

庄野委員

事前委員会でも言いましたけれども、知事が禁じ手と言われていた職員の給与カット、 これはかなりきつい給与カットをされてきました。今年退職する方々についても、給与 カットを含め、県の財政の再建に大きく寄与していただいたと、私は本当に感謝しており ます。

職員組合で交渉する中で、組合のほうも現在の県民生活の安定や福祉の向上を考えたら、県の職員自らも身を切ろうということで労使が納得した中で、給与カットをやむなく受け入れて、知事も禁じ手、禁じ手と、しばらく言っていました。本会議で私も追及しました。そういう意味もあって、御苦労されてきた方々だろうと思います。

この措置を、都道府県レベルで4月1日から実施というところは、たくさんあるんでしょう。十七、八県あるというふうにお聞きしましたけれども、それだったら何で厳しい給与カットを引き受けてこられて、県政のいわば財政の再建に御苦労されてきた、今ちょうど60歳で退職される方々について、もう少し温かい気持ちを持てなかったのかというので、私は反対しているんです。

それで、お聞きしたら知事部局で65名で5,000万円でしょう。当初予算を減額補正してまで給与カットするわけですよ。今まで頑張ってこられた65人に対して、私は余りにも冷たい仕打ちだと。全国で年度内に削減している所もあるんですけれども、4月1日実施という所も十七、八県もあるじゃないですか。このまま出してきても、この委員会で、減額しなかった、けしからんという人は多分、少ないと思います。

そういう意味で、ここまでしないといけなかったかというのは、やっぱり部長の判断、 それから部長にこの前聞いたら、県としての判断だと言ってましたんで、これは知事の意 向があったんだと思います。禁じ手、禁じ手といって、職員に財政再建するために頼むと 給与カットを厳しくさせてきた割には、冷たい。65人、5,000万円でしょう。

事前委員会で言って、今まで考え直してないので、そのままいくんでしょうけれども、 私はこの議案については反対します。それと、議案第75号のうち、一般管理費の退職手当 に関する経費の補正もあるので、これも反対したいと思います。

これ以上,このことについては言いませんけれども,最後に部長に,私の今のコメント,給与カットを随分受けてきて,県の財政再建に対して御苦労されてきた方に対する退職金の減額に対する思い,それから,どうしてそういうことになったのかという理由をお聞きしたいと思います。

岡田経営戦略部副部長

定年退職が近いというふうな立場から、私のほうから答弁させていただきます。庄野委員から、正に県職員に対する思いを本当に有り難く感じております。恐らく、委員おっしゃるとおり、退職手当につきましては、各職員それぞれ引き下げられるということに対しまして、誰一人として望んでいる方はいないと思います。

しかし、私たちの給与につきましては、地方公務員法第24条の中で規定をされていまして、また退職手当につきましても、全国の自治体が、人事院が行う給与実態調査に基づいて実施をしているところでございます。今回の調査結果というのが、委員も御承知のとおり平成27年について行われたものでありまして、民間との格差が明らかとなった以上は、速やかに訂正をする必要があるというふうに認識をしてございます。

そこで、今回我々が検討に当たり、どういうふうな項目について検討したかと言いますと、まず国が本年1月1日から引下げを行ったこと。また、先ほど委員は18県近くがという、お話もあったんですが、逆に本県を含め6割を超える団体が、年度内の引下げということを予定をしているという状況等々を勘案しまして、今回におきましても5年前と同じように年度内の引下げということで、お願いをしておるところでございます。

なお、今年度退職予定の先輩方、また在職者を含めまして、禁じ手と言われる給与カットは、平成20年1月から平成26年3月までの間にかけて御協力を頂きました結果、先ほど委員のお話にもありましたように、現在の起債許可団体等からの脱却ができまして、財政の健全化に向けた方向性が見出せたことについては、職員各位に対しまして、改めて感謝を申し上げるところでございます。

ただ、とりわけ県職員につきましては、今回の退職手当の引下げというのは大変厳しい 内容ではございますが、官民格差を速やかに是正するというふうな必要性から、年度内施 行について、どうぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

庄野委員

私は、理解できません。今言った6割近くが年度内の減額措置をするということだけど、残りの4割少々は減額措置してないじゃないですか。香川県も4月1日からでしょう。官民格差と言ったって同じですよ。中国地方を見ても、岡山県も広島県も鳥取県も島根県も全部4月から実施です。年度内に減額している所なんか、ないじゃないですか。

官民格差の是正というのは、分かります。ただ、4月1日から実施しても、本県だけが飛び抜けているわけではないんですよ。だから、もう少し温情にそういう気持ちがあっても良かったのではないかということを言っているんです。4月1日から実施するなと言っているわけではないのです。なぜ4月1日から実施しなかったのかと言っているんです。4月1日から実施する所も18県もある、お隣の香川県も4月1日からですよ。今年度退職する人に減額をしていませんよ。

それから市町村も、そうでしょう。市町村で今年度退職する方も、私がお聞きしているのは全て4月1日からです。だから、本県がかなり全国的にもきつい給与カットをやっていたというのは、部長も認識しているでしょう。総務省から、おとがめがあるんですか。おとがめあるんだったら多分、全国で十七、八県も、隣の香川県も4月1日から実施しません。4月から実施する所があるということは、ある程度、県に任されているんですよ。

今までの給与カットの事情とか、県のラスパイレス指数の状況とかがあるから、県のいわば裁量に任されている部分があるんですよ。だから私は、冷たいではないかと言っているんです。最後に部長、その辺はどうですか。

吉田経営戦略部長

まず委員から、これから退職される方々の強い思いを受けた御質問を頂いてきたわけで ございます。

私どもといたしましても、当然のことながら過去長年にわたって、厳しい給与削減の時代があったことも重々承知しておりますし、また前回5年前に見直しをした際には私も当時の状況を覚えておりますが、非常に混乱の中で引下げが行われたという経緯も承知しております。

しかしながら、今回そういった事情も踏まえた上で、具体的にいろいろと検討させていただいた中で、確かに香川県は4月1日からと判断した一方で、高知県ではもう既に施行済みと、それぞれ判断が分かれているのも事実のところです。そういった中で、本県としてどうするかという議論をし、とにかく組合の方々ともお話をさせていただいた中で、組合交渉させていただいたのは、該当者に対しましては本当に丁寧に御説明をさせていただく、ここだけはしっかりやろうということを、まず言ったわけでございます。

内容につきましては、やはり平成27年の調査の結果が出ている以上は、早く反映させる必要があるのではないかということ、そして委員からは4月1日施行であればという話がございました。そこで、私どもも考えなければいけないのは、副部長から御答弁申し上げましたように、やはり今年度に対しての方々もそうでございますが、平成30年度、平成31年度、平成32年度に退職される方々との均衡も、当然考えなければならないところでございます。

また、本県、特に県内企業の方々などにおいては退職手当のない企業で働いている方もいる中、民間よりも公務員の給料が高いという結果が出たことを踏まえ、どうするのかと注視する方もいる中での苦渋の決断だということを是非、御理解いただければということを申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

庄野委員

理解ができません。冷たいという感じはあります。これはもうこれで、置いておきます。

次の問題に行きます。人事課にお聞きしたいのですけれども、総務省から、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルというのが出ております。これを見たら、働き方改革の一環なんでしょうけれども、臨時・非常勤職員の処遇について、臨時・非常勤の方々の職の在り方が、会計年度任用職員制度ということに変わっていくのですか。そのことについて、総務省の通達も含めてお聞かせいただきたい。

臨時・非常勤職員の方々は、お聞きしたら大体400人いるんですかね。要するに、その 方々が今後、処遇的にはどのような形になっていくのか。2020年の4月から、会計年度任 用職員制度が適用されるということになっているので、そういうふうなことを決めないと いけない。今、それに向けて、臨時・非常勤職員の扱いというのが、どのような形になっ ていくのか。この会計年度任用職員制度というのも含めて、お聞かせいただけたらと思います。

梅田経営戦略部次長

庄野委員から,会計年度任用職員について御質問を頂いております。

会計年度任用職員につきましては、平成29年5月11日の国会におきまして、地方公務員 法及び地方自治法の一部を改正する法律が可決・成立いたしまして、一般職・非常勤職員 及び会計年度任用職員の採用方法でありますとか、会計年度任用職員に期末手当の支給を 可能とするなどの規定が設けられたところでございます。

この法改正につきましては、平成28年12月、総務省の地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期職員の任用等の在り方に関する研究会が取りまとめました報告書によります、民間における同一労働同一賃金の議論が行われる中、非常勤職員に期末手当を支給できる規定がないというようなことを踏まえて、現行法上の課題に対応するために行われたものでございます。

本県におきましても、国や他の地方公共団体と同様、公務の一部を臨時・非常勤職員の方にお願いをしていただいているところから、平成32年4月の施行に向けまして、先ほど委員からお話がありましたマニュアルや通知文書、他県の状況等を踏まえまして、この制度運営に適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

庄野委員

要するに、新たな会計年度任用職員という形になれば、期末手当等も出せるようになるし、より一般職の方々に近づくというか、働き方改革でいったら、同一労働同一賃金、同じような職場で同じような仕事をしているのにもかかわらず、圧倒的に給料も低いし待遇も悪いというようなことを、少しでも改善させていこうという主旨の会計年度任用職員制の導入という理解でよろしいでしょうか。

梅田経営戦略部次長

先ほども若干、御答弁させていただいたところでございますけれども、民間における同一労働同一賃金議論が行われる中、非常勤職員に期末手当を支給できる規定がないということや、非常勤職員の身分的な地方公務員法の適用がないというところを改正するところで設けられた制度でございます。

そういうことで、委員おっしゃったように、一部、期末手当の支給ということが入ってくるところがございます。ただ現在、知事部局で任用しております臨時・非常勤職員については、臨時職員については、事務補助ということで任用させていただいております。非常勤職員については、短時間の勤務ということで任用しているという状況から申しますと、同一労働という状況では、知事部局の臨時・非常勤職員については、同一労働ではないという認識は持っているところでございます。

庄野委員

市町村のお話を少し聞いたら、恒常的に臨時職員で、例えば調理士さんとか、本当に毎

年ずっと来ているのにもかかわらず、なかなか正規の職員になれずに、ずっと臨時職員で更新、更新でいっているということもお聞きしています。これは市町村の話でありますから、事例として報告させてもらいますけれども、やっぱりそういう職場は、本来はきちんと正規職員に採用替えをしていただく。市町村の財政もなかなか難しいところがあるのかもしれませんけれども、財政面だけで職員の身分、それから働き方の形態をずっと3月までで切って、4月1日から来てると。これは、もう連続雇用じゃないですかね。おかしな話だというふうに、私は思います。

それと、県の臨時職員ですけれども、例えば4月から採用されて3月いっぱいまでで期限が切れた場合には、現在、次にもう1回行こうと思ったら5月1日からの採用ですか。 1か月空けていますよね、これはなぜですか。

梅田経営戦略部次長

臨時職員の採用について、御質問を頂いています。

今, 県においては, 委員からもお話がありましたように, 臨時職員につきましては各任 用期間終了後に1か月の空白期間を設けているという状況がございます。

これにつきましては、臨時で来ていただいている職員の不安定な身分が固定されまして、職員の将来のキャリアに支障が生じないように講じている措置であると考えております。

庄野委員

よく分かりません。原則で、来ている人もおりますよね。3月いっぱいで辞めて、5月から採用という形で来ている人もいますけれども、1か月空けないといけないというのは全国一律ですか。

梅田経営戦略部次長

臨時職員の空白期間について、御質問でございます。

平成26年の総務省の通知におきまして、再度の任用の場合には空白期間を置くと、直接 求める規定は地方公務員法などの関係法令において存在しないといわれておるところでご ざいます。この主旨については、本県の場合、正当な理由なく空白期間を設けるべきでは ないということと理解しております。

そうした中で、一般的に言われていますのは、退職手当や社会保険料等の負担を避ける ためということで空白期間を設けるというふうなことになるんですが、先ほど申しました ように本県の場合は、臨時・非常勤職員の不安定な身分というのが固定されないように、 将来のキャリアに支障が生じないように一定期間を空けていくということで、その身分固 定をしないというふうな方向性で講じている措置でございます。

その1か月というのは、ほかの都道府県も同じかということでございますけれども、全てを把握しているところではございませんけれども、県によって1か月であったり、もっと短かったりいうふうな取扱いは、それぞれの県によって違うところがあると認識しておるところでございます。

庄野委員

これ以上,言いませんけれども,この臨時・非常勤職員の問題というか,全国的にもかなり同じような部分がありまして,全国で大体70万人が自治体で働いてる方で非正規というふうなことをお聞きしています。県は今,段々少なくなっているのは知っています。ただ,市町村は恒常的にずっと臨時職員で来てて,1か月も空けずに連続で行っているような所もお聞きしています。そういう職員もおいでまして,恒常的に人員が不足しているのであれば,正規できちんと処遇すべきだというようなことは,一般的にも言われているところでございます。

県のほうも、正規職員をきちんと採用し、臨時・非常勤の方々にお助けを頂いて業務を遂行しているというのは分かるのですけれども、今後、この会計年度任用職員制度の導入に当たっては、きちんと労働組合等とも交渉しながら、非正規職員、いわゆる官製ワーキングプアみたいなことに絶対ならないようにしていただきたいということを申し上げて、終わります。

井川委員長

午食のため、休憩いたします。 (12時07分)

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。 (13時02分) それでは、質疑をどうぞ。

山西委員

私からは、2点お尋ねをいたします。まず、1点目でございますが、県職員だった男性が懲戒免職処分の取消しを求めた訴訟は、最高裁判所が2月9日付けで県側の上告を棄却したということでございますが、それまでの経緯について御説明を願います。

梅田経営戦略部次長

処分の取消しを求めた訴訟の関係の御質問を頂いております。

まず、この事案の経緯についてでございますけれども、東部県土整備局徳島庁舎で勤務していた男性職員が、平成23年6月、業務で市役所へ赴いた際に対応した窓口担当職員の行動に激高し、顔を近付け怒号しながら威圧したこと。また、同年8月、同僚職員に対する暴言等により職場の秩序を乱す行為をしたこと。年が明けまして、平成24年5月には2件ありまして、周囲の同僚職員の会話に立腹し、自己の事務机右側のデスク用補助棚を足で蹴り損傷させたこと。同僚女性職員と会話していた男性職員の言動に立腹し、同男性職員に詰め寄りけい部をつかむ暴行を加えたこと。さらに、上司からの再三にわたる指導にもかかわらず、上記の行為がかなり繰り返されたということから、平成24年7月に懲戒免職処分としたところでございます。

その後,当該職員が懲戒免職処分取消しの訴えを提起いたしまして,平成27年12月の第一審の地方裁判所の判決では,非常に悪性が高く公務に多大な影響を与えた。処分が妥当性を欠くとはいえないとして,当該職員の請求は棄却されたところでございましたが,平

成29年2月の第二審の高等裁判所の判決では、それまで処分を受けたことがないのに直ちに懲戒免職処分としたのは重過ぎると、原判決を取り消して本件処分を取り消すと。

県の主張が認められず、県としては平成29年3月、上告の提起及び上告受理申立てを 行ったところでございますが、先ほど委員からもお話がございましたように、2月9日に 最高裁判所より、本件の上告を棄却するとの決定がなされまして、高等裁判所の判決が確 定したところでございます。

山西委員

懲戒免職処分が取り消されたということでございまして,当該職員は今後,復職するのかどうか,そのあたりについてお尋ねいたします。

梅田経営戦略部次長

職員の今後の動向について、御質問を頂いております。

現在、相手方の代理人から、当該職員の動向については間接的にお聞きしているところでございますが、今後、県としても本人の復職の意思があるのかどうかについて、確認をしていくという状況でございます。

山西委員

平成24年7月に処分を行って以来今日まで、その当該職員の給与等々については、支払 う必要があるのかどうか確認をしておきたいと思います。

梅田経営戦略部次長

判決によりまして,当該懲戒免職処分を取り消されたことから,懲戒免職処分から復職 した場合,復職までの期間について給与を支払うことになります。

山西委員

給料を支払うことでございますが、幾ら支払うことになるのか、お尋ねをします。

梅田経営戦略部次長

給与の支給額についての御質問でございます。職員の給与につきましては,個人情報に 当たることから、お答えは差し控えさせていただきたいと考えております。

なお,金額につきましては,今後精査の上,適切に対応してまいりたいと考えてございます。

山西委員

プライバシーのこともございますので、この場では言えないということでございますが、そうしましたら、金額の詳細については大体、5年と半年ぐらいになるということでよろしいですか。

梅田経営戦略部次長

懲戒免職処分というのが、平成24年の7月でございます。現在に至るまで、約5年7か月になるところでございます。

山西委員

5年7か月ということでございます。次に、懲戒免職処分は取り消されたということで ございますが、今後処分をするのかどうか、そのあたりについてもお尋ねいたしたいと思 います。

梅田経営戦略部次長

処分についての御質問でございます。高等裁判所の判決におきまして、それまで処分を 受けたことがないのに直ちに懲戒免職処分をしたというのは重過ぎるという判断がされた 一方で、処分事由である四つの事実については認定されているということ。また、職員の 言動が社会的に許容是認されるものであるなどと到底言えないというようなことから、今 後、適切に対応してまいりたいと考えております。

山西委員

つまり,適切に対応するということは,何かしらの処分もあり得るという認識でよろしいですか。

梅田経営戦略部次長

今回、判決が出たところでございますので、そのあたりも精査しまして、先ほど申しましたように適切に対応してまいりたいと考えてございます。

山西委員

言葉ではなかなか言いづらいとお察しをいたしますが、最後に、やはり今回の裁判の結果を受けて、やはり、県としても重く、この裁判の結果を受け止めなければならないと思うんです。

今後、様々な処分をしていかなければならない場面というのが出てこようかと思います。同様の事案が発生した場合、県としてどのように対応していくおつもりなのか、今回の判決を受けてお尋ねしたいと思います。

梅田経営戦略部次長

県の今後の対応について、御質問を頂いております。

高等裁判所の判決におきましては、先ほど来、申し上げてございますように、それまで 処分を受けたことがないのに直ちに懲戒免職処分としたのは重過ぎるということ。また、 4回にわたって問題を起こしたことを処分理由としていることについて、妥当性を欠いて いるというような判断がなされたところでございます。

懲戒免職処分の指針におきまして、処分量定の加重として、処分の対象となる複数の異なる非違行為を行っていた場合、標準例に掲げる処分の種類により重い量定とすることを原則とすることから、今回の処分を行ったところでございますけれども、今回の判決内容

を踏まえまして、今後、職員の非違行為が例え今回の事案のように短期間に繰り返される という場合があったとしても、一つ一つの事案について懲戒処分の指針に基づいて適切に 対応してまいりたいと考えてございます。

山西委員

よく分かりました。

続きまして、話が変わりますが、基金についてお尋ねをしたいと思います。昨年から、 国の経済財政諮問会議等で地方の基金残高の増加を問題視する議論がありましたが、改め て内容の御説明を頂けたらと思います。

岡本財政課長

山西委員より、地方団体の基金残高に対する議論につきまして、御質問を頂いてございます。

昨年,国の経済財政諮問会議や財務大臣の諮問機関であります財政制度等審議会等におきまして,地方団体の基金残高が増加していることを踏まえて,基金の増加要因を分析し,地方交付税の水準を決めております地方財政計画への反映などにつなげるべきと議論がなされたところでございます。

本県といたしましては、地方は国と異なりまして、赤字地方債については、臨時財政対策債など、例外的に認められる範囲内でしか発行ができないということでございまして、急激な社会情勢の変化や災害、こういった不測の事態で財源不足が生じた際には、自らの歳出削減とか基金により対応せざるを得ないというような状況になりますので、本県のような財政力の弱い団体においては、一定水準の基金を確保することは安定的な財政面の観点から、当然の対応であると考えておるところでございます。

この議論につきましては、全国知事会などとも連携をいたしまして、基金は各地方団体の様々な実情を踏まえて、歳出抑制努力を行いながら、それぞれの責任と判断により積み立ててきたものであり、地方の基金残高の増加をもって、地方財政に余裕があるというような議論は容認できないというような声を上げてきたところでございます。

また,全国市長会などからも同様の声が上がったところでございまして,まず,基金の 増大の背景・要因などについて,実態を把握・分析することとなったところでございま す。

こういった経過で、総務省のほうが調査を行ったところ、昨年11月に公表された調査の概要を申し上げますと、平成18年度末と平成28年度末の比較をしておる調査でございますけれども、残高としては全体で7.9兆円増加しております。このうち東京都と23区特別区だけで2.5兆円増加しているという状況でございます。

また、増加要因による分析といたしましては、国の施策に基づく基金の増加や市町村合併に伴う特例処置の終了など、制度的要因によるものが2.3兆円と、災害や公共施設の老朽化等、将来への備えが5.3兆円というところでございまして、多くの団体が行革による経費節減により、財源を捻出して積立てを行ったという内容でございます。

こういった経過を踏まえまして、平成30年度の地方財政対策におきましては、基金残高の増加を理由とする地方交付税の削減はなされなかったという経過でございます。

山西委員

基金残高があるからといって、直ちに地方財政に余裕があるという短絡的な議論に対しては、大変私も憤りを覚えるところでございまして、地方にとっては、この議論というのは到底受け入れることができないと、私も同感であります。

本県の基金残高の状況についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

岡本財政課長

山西委員から、本県の基金残高の状況ということで御質問を頂いてございます。

先ほど御説明を申し上げました,総務省が調査を行った地方財政状況調査ということで,普通会計決算でこういったところのとりまとめを行っているところでございます。

普通会計決算でございますので、満期一括償還債の、将来の償還に備えた減債基金への ルール分の積立てでございますとか、定額運用基金でございます土地開発基金を含まない 形で全国集計を行っておるようなところでございます。

普通会計決算ベースの数値で申し上げますと、平成28年度末と平成18年度末を比較いたしますと、平成18年度末が519億円でございましたので、平成28年度末は174億円増の693億円でございます。

この増減の内訳といたしましては、財政調整的基金については、三位一体改革に名を借りた交付税の削減などが出ておりまして、10年前との比較で24億円の減額になる一方、その他特定目的基金につきましては、大規模災害に備えるための命を守るための大規模災害対策基金や国の事業に呼応して造成をいたしました地域医療介護総合確保基金、そういったものの積立てによりまして198億円増の416億円になっているところでございます。

平成29年度末の見込みで申し上げますと,財政調整的基金が約270億円,その他特定目的基金が約416億円と,合わせて686億円と見込んでいるところでございます。

山西委員

平成30年度予算における地方財政計画は決まっておりますが、基金に関する一連の議論を踏まえまして、国から廃止や造成自粛等々について、何らかの指導がこの間あったのかどうかを、まず1点お伺いしたいと思います。

そして、今後こういった状況を踏まえ、徳島県としてどのように対応していくのか、そ のあたりについてお尋ねをします。

岡本財政課長

国からどういう要請・助言などがあったのか, どういう対応をしていくのかという御質 問を頂いてございます。

総務省のほうから、11月に調査があったところでございまして、先ほど調査結果について御説明をしたところでございますけれども、この結果を踏まえまして、総務省のほうからは、地方の将来不安を取り除くため、法定率の引上げ等による地方交付税財源の安定化が望ましいこと。また、不交付団体の増額が全体の3分の1を占めており、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。交付団体においても、老朽化対策等に

必要な事業を適切に維持していける環境の整備を進めるという、地方財政安定化の方向性 が示されたというところでございます。

1月25日に、全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議がございまして、新年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意点など、説明があったところでございます。この場におきましても、個々の地方団体において、残高を減らすように新たな基金の設置、積立てを控えるといった趣旨の国からの要請というものは、事実としてはございませんでした。改めて、先ほど御説明した方向性について説明がなされますとともに、地方団体の基金に係るこれまでの議論を踏まえた上で、基金については各地方団体がそれぞれの実情を踏まえて、それぞれの責任判断において積立てを行ってきたものであるとしまして、引き続き、各地方団体において適正な運営に努めるとともに、積立て状況等について公開情報の充実を図ることに努めるよう、留意事項が示されたところでございます。

本県の対応でございますけれども、平成30年度当初予算編成におきましては、基金を有効に活用しながら予算編成をさせていただいたところでございまして、基金を活用した事業を含めまして、地方創生実感のための取組として、予算案という形でお示しをさせていただいてございます。基金の使途がより分かりやすいものとなるよう、既に実施しております歳入歳出決算説明書への記載に加えまして、平成30年度当初予算案の公表資料から、新たに基金充当事業一覧表を追加させていただき、公表情報の充実を図ったところでございます。

今後とも、公表情報等の充実と基金の適正な管理・運営に努めてまいりたいと考えてございます。

山西委員

とくしま記念オーケストラの問題以降、基金全てが悪のように言われてきた状況もある わけでございますが、必ずしも基金が全て悪いわけでは決してないし、徳島県のように財 政が豊かでない自治体というのは、基金は必要だと思います。

ただ、やっぱり議会のチェックを十分果たさなければならないという意味では、基金の 透明性というのは確保しなければならないと思います。

今後も、健全な財政運営と県政の諸課題への対応の両立に、しっかりと取り組んでいただきたいということと、国の動きに十分アンテナを張って情報収集にも努めてということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

西沢委員

まず,今の基金について,ちょっと補足です。防災の基金が大分ありますけど,私が今まで言ってきた,巨大災害になると円がかなり暴落したりという形もあるんで,基金をお金だけで貯めておく必要があるのかどうか。

例えば、食料を保管しておくとか、そういう方向に基金を貯めておくことも、お金でないけれども貯めておくことになる。お金だけになると、貨幣価値が下がると何のことかと。それよりも、そのとき必要なのは食料ということを考えると、基金の在り方そのものも検討する必要があるのでないかと思うんですけど、いかがですか。

岡本財政課長

基金の在り方ということで、西沢委員から御質問を頂いておるところでございます。

地方自治法上は基金につきましては、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものが基金となってございますので、必ずしもお金には限らないところではございますけれども、やはり災害がいざ起きますと、被災者の方への対応で資金が必要になるところでございます。そこは、大規模災害対策基金ということで、確保させていただいておるところでございます。

また、いざ発災というときに物資が必要となってくるところにつきましては、所管部局が変わってくるところではございますけれども、それぞれ物資の備蓄等をさせていただいて、しっかりと対応できるように取り組まさせていただいていると承知してございます。

西沢委員

もう一つ言ったら、そういう円が暴落するとか価値が下がるようなことを考えると、金に変えておくとか、考え方はもっと多様にしたほうがいいと思います。お金だけで持っておくこと自身は、それでいいのかという感じはします。災害に対する基金であれば、特にそういうことも考えなければいけないのではないかと。

絶対に、いかなる災害であろうと日本円は暴落しないし、安定だという考え方だったらそれでいい。そうじゃないときもあると考えたら、物資のことも踏まえて、基金の分散化、多様化みたいなことも考えたほうがいい。

岡本財政課長

西沢委員から基金の運用といいますか、管理の方法ということで御提言を頂いたところ でございます。

基金の運用につきましては、地方自治法上、確実かつ効率的に運用しなければならないところでございます。確実というところもございますので、金のように非常に値動きの激しい、そういった商品で運用することは、法の趣旨になじまないというところがございます。

いずれにいたしましても、確実かつ効率的な運用ということでございますので、こういった趣旨に沿って、適切に対応していきたいところです。

西沢委員

だから言ってるではないですか。確実かどうかというのが問題だという話ですよ。そのときに、そんなこともあり得ると。目の前に迫った災害が大きいと言われているんで、中規模だったとしても大変なことになる。

例えば、東京から九州まで半分をかなりやられたとしても、株が暴落するし、円が暴落する、国債が暴落する。暴落しなくても、かなり下がるという可能性が十分あるし、それがすぐ戻るということは考えにくい。

だから、そのときに何らかの形ですぐ間に合うのは、やっぱり一番は食料と思うから、 最初に食料と言ったのですけれども、ほかにも金とか米ドルとか、より下がらないものも 範囲に入れて、基金の運用をするべきではないのかと。基金が駄目なら、基金と違う角度 でするという形もあります。でも、もともとは基金だと。だから、そんなこともいろいろ 考えてやっていく、今本当に崖っぷちに来ているかも分かりません。こんなことも考えて ほしいと思います。これはこれで終わります。

それから、先ほどの徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程の、まず条件を教えてください。私、条件を勘違いしているかも分からない。どんな条件になるんですか。

福家公共施設最適化担当室長

建築物,プラント又は利用料金の徴収を行う公共施設等で,新設と改修の場合ですと工事費が10億円以上の事業,運営等の見直しを行う場合は単年度の運営事業費が1億円以上のものが対象になります。

対象の事業から外しますものとして,災害復旧事業など,緊急を要する事業なども除外はしておりますけれども,その他のものについては1億円を超えると検討対象になってくるということでございます。

西沢委員

そのほかには、どうですか。さっき聞いたんですけど、人口が20万人と、こんな条件あるんですか。

福家公共施設最適化担当室長

国から、この検討規程を策定する要請が来ております。それが、人口が20万人以上の地方公共団体に対して、策定の要請が来ているところでございます。

西沢委員

もらった資料の中に、それは入ってますか。一生懸命、ずっと何回も見たんだけど、20万人はどこにも入ってないような気がする。説明資料の中に入っていましたか。

福家公共施設最適化担当室長

策定の要請の内容については、きちんと書いておりませんけれども、この検討規程につきましては、徳島県が検討規程を策定するということで、その内容になってございます。

西沢委員

私,ちょっと勉強不足で,今までの勉強をしてないのだけれど,これを見てどうなのかと思ったときに,20万人という言葉がどこにも入っていないから,やっぱりそれは説明資料の中に入れておくべきでなかったのかという気がしました。

県がそういうことを決めたとしても、県の案としては入れておくべきではないかと。そうでないと、私は海部郡が入っているのかと見ていたんですから。そのために、いろいろ考えていたのだけれど、20万人や到底入っていないですからね。

福家公共施設最適化担当室長

大変申し訳ございません。ちょっと言い訳にはなるんですけれども、昨年の2月の付託

委員会で、20万人以上の地方公共団体に要請がありましたということを説明させていただいております。

西沢委員

だから、勉強不足です。でも、やっぱりこういうところには書いておく必要があるのではないかと思います。勉強不足の人にも分かりやすいと思います。

いろいろ考えたのだけれど、巨大災害が近いですから、巨大災害がすぐ来るものというような発想の考え方も、頭に置いておく必要があるというようにも思います。水道事業に限っていえば、仮に10億円以上の水道事業をやるとして、やった企業はお金を入れたら、それを取り戻そうと当然直後から計画的に事業を入れるでしょう。それとプラスアルファで、もうける事業でなかったらやりませんからね。

そういう意味で、住民にとっては、今まで以上に負担が大きくなる可能性もあります。 だから、企業がいいだけでなく、住民のことも考えた事業でなかったらいけないので、 もっと大きな範囲の中で事業を考える必要があるのではないかという気がしたんです。

海部郡にとって考えてみたら、もっとあったんだけど、海部郡は策定外なので言いませんけど、考え方をもっと広く、一方通行でなく、いろんな角度から考える必要があるのかという気はしました。答えは要りません。終わります。

井川委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

経営戦略部・監察局関係の付託議案のうち、第34号及び第75号については、先ほど庄野委員から反対の表明がありましたが、ほかにございませんか。

山田委員

私も、第34号と第75号には、反対いたします。

あわせて、第1号の今日議論しました、徳島県PPP/PFIプラットフォーム事業、前提がやっぱり誘導策ですよね。皆さんにとっては、仕方がない面があるかもしれないけれど、そういうことで私はこの予算100万円ですけれども、認めるわけにはいかないということで、第1号には反対です。

井川委員長

それでは、経営戦略部・監察局関係の議案第1号、第34号及び第75号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

まず、議案第34号及び第75号について、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号「職員の退職手当に関する条例等の一部改正について」及び議案第75号「平成29年度徳島県一般会計補正予算(第6号)」は、これを原案のとおり可決すべきものと

決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第34号及び第75号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第1号について、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「平成30年度徳島県一般会計予算」は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号,第34号及び第75号を除く,経営戦略部・監察局関係の付託議案は,これを原案のとおり可決すべきものと決定することに,御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第34号及び第75号を除く、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号、議案第34号、議案第75号

原案のとおり可決すべきもの (簡易採決)

議案第2号,議案第20号,議案第21号,議案第22号,議案第31号,議案第32号,

議案第33号, 議案第35号, 議案第71号, 議案第76号, 議案第91号, 議案第92号,

議案第93号, 議案第97号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

それでは、本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶をさせていただきます。 経営戦略部・監察局関係の審査に当たり、吉田経営戦略部長はじめ、理事者各位におか れましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、深く感謝の意を表する次第で ございます。

審査の過程において、表明された委員の意見並びに要望を十分に尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

時節柄,皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢 発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきま す。 どうもありがとうございました。

吉田経営戦略部長

私からも一言, 御挨拶申し上げます。

井川委員長,島田副委員長をはじめ,委員の皆様方におかれましては,この1年間,経営戦略部・監察局・出納局関係の様々な案件につきまして,終始,熱心に御審議を頂き,また幅広い視点から,様々な御意見,御指導を賜り,厚く御礼を申し上げます。

皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見,御指導につきましては,私ども職員一同, 今後の県勢発展に十分に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍をお祈り申し上げますととも に、我々職員に対しまして、今後、より一層の御指導、ごべんたつを賜りますよう、お願 い申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

井川委員長

議事の都合により、休憩いたします。 (13時38分)